

市営住宅入居申込案内書

(一般用)

抽選入居受付 年4回(4. 7. 10. 1月)

申込期間 上記の月の1日から10日まで

(1月については、業務開始日から10日間)

(申込最終日が土・日・祝日の場合はその翌日まで)

抽選日 受付の月の20日頃

入居予定日 受付の月の翌月1日から

申込受付場所	さぬき市志度5385番地8	さぬき市役所 都市計画課
	さぬき市津田町津田138番地15	津田支所
	さぬき市大川町富田中2109番地	大川支所
	さぬき市寒川町石田東甲931番地	寒川支所
	さぬき市長尾東888番地5	長尾支所

入居に関するお問い合わせは

〒769-2195 さぬき市志度5385番地8

さぬき市役所建設経済部都市計画課

住宅管理係 電話 087-894-1113

第1 申込のできる方

次の条件をすべて満たしている方が申込みできます。

- (1) 市内に住所または勤務場所がある方で住宅に困窮していること。
- (2) 申込者本人または同居しようとする者名義の持ち家を所有、共有していないこと。
- (3) 所得が所定の基準に該当すること。

申込者と同居親族全員の所得を合算し、諸控除額を差し引いた月収額が、次の基準に該当していることが必要です。(月収額は、3ページからの計算方法及び早見表を参考にして下さい。)

- 原則階層世帯の場合・・・・・・・・・・ 158,000円以下
- 裁量階層世帯の場合・・・・・・・・・・ 214,000円以下
- 特定公共賃貸住宅・・・・・・・・・・ 158,000～487,000円以下

原則階層世帯とは、裁量階層以外の世帯をいいます。

裁量階層世帯とは、次のいずれかに該当する世帯をいいます。

- ①満60歳以上又は満60歳以上及び満18歳未満の方からなる世帯。ただし、平成18年4月1日より以前に50歳以上であった方(昭和31年4月1日以前に生まれた方)を含む。
- ②身体障害者(身体障害者手帳1～4級)の方がいる世帯。
- ③精神障害者(精神障害者保健福祉手帳1～2級)の方がいる世帯。
- ④知的障害者(精神障害者手帳1～2級の方と同程度に相当する)の方がいる世帯。
- ⑤戦傷病者手帳(恩級法別表の特別項症～6項及び第1款症)の交付を受けている方がいる世帯。
- ⑥原子爆弾被爆者の医療に関する法律により医療給付に関する厚生大臣の認定を受けている方がいる世帯。
- ⑦海外からの引揚者(厚生大臣が証明した方)で本邦に引揚げた日から起算して5年を経過していない方がいる世帯。
- ⑧ハンセン病療養所入所者または入所していた方がいる世帯。
- ⑨小学校就学前の子どもがいる世帯。

- (4) 同居親族または同居しようとする親族があること。

婚姻の届出はしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方及び入居指定日から2ヶ月以内に結婚する予定の方を含みます。なお、婚約で入居された場合は、後日住民票等を提出していただきます。

(注) 家族を不自然に分離又は集合した申込みはできません。

- (5) 申込者と同居親族全員に市税等の滞納がないこと。
- (6) 過去に申込者または配偶者が市営住宅の家賃等を滞納していないこと。
- (7) 申込者と同居親族全員が暴力団員でないこと。

次のいずれかに該当する方は一人でも申込みをすることができます。ただし、単身入居できる住宅は、住戸専用面積が **55 m²**以下のものに限られます。

- ①満 60 歳以上で配偶者のいない方。ただし、平成 18 年 4 月 1 日より以前に 50 歳以上であった方(昭和 31 年 4 月 1 日以前に生まれた方) で配偶者のいない方も含む。
- ②身体障害者(身体障害者手帳 1～4 級)の方。
- ③精神障害者(精神障害者保健福祉手帳 1～3 級)の方。
- ④知的障害者(精神障害者手帳 1～3 級の方と同程度に相当する)の方。
- ⑤戦傷病者手帳(恩級法別表の特別項症～6 項及び第 1 款症)の交付を受けている方。
- ⑥原子爆弾被爆者の医療に関する法律により医療給付に関する厚生大臣の認定を受けている方。
- ⑦生活保護法による被保護者の方。
- ⑧海外からの引揚者(厚生大臣が証明した方)で本邦に引揚げた日から起算して 5 年を経過していない方。
- ⑨ハンセン病療養所入居者等。
- ⑩配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律により一時保護又は保護が終了した日から起算して 5 年を経過していない方。裁判所がした命令の申し立てを行った方で当該命令がその効力を生じた日から起算して 5 年を経過していない方。

第 2 提出書類

(1) どなたにも提出していただく書類

- ① 市営住宅入居申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5・6 ページ
- ② 住民票(本人及び同居親族全員の住民票で、続柄等記載事項が省略されていないもの)
(注)外国人の方は、外国人登録証等が必要です。
- ③ 課税所得証明書(市役所で発行されます)・・・世帯全員分(学生、子供を除く)
(注)源泉徴収票は証明書の替わりにはなりません。
(注)市町村民税・県民税の特別徴収税額通知書で証明書に替えることができます。(原本)
(注)前年の課税所得証明書が発行されない時期(およそ 1 月～5 月)に申込み時は、給与所得者の場合は前年の源泉徴収票と前々年の課税所得証明書、自営業者の場合は確定申告書(控え)と前々年の課税所得証明書が必要です。
- ④ 納税証明書(市役所で発行されます)

(2) 次のいずれかに該当する方に提出していただく書類

- ① 婚約中の方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 婚約証明書・・・・・・ 7 ページ
- ② 婚約中の方で結婚までに退職する方及び予定の方・・・・退職証明書・・・・ 8 ページ
- ③ 前年及び本年になってから退職された方・・・・・・・・退職証明書・・・・ 8 ページ
- ④ 申込み月から過去 1 年の間に就職された方・・・・・・・・給与明細書・・・・ 9 ページ

- ⑤ 市外居住の方・・・・・・・・・・・・・在職証明書・・・・・・・・ 10 ページ
- ⑥ 裁量階層世帯の方・・・・・・・・・・・・・裁量階層世帯であることを証する書類
- ⑦ 単身の方・・・・・・・・・・・・・戸籍謄本及び単身入居要件に該当することを証する書類

(3) その他

- ① 郵送による申込みは受けません。
- ② 市営住宅入居許可申請書及び各証明用紙は7ページ以降に綴ってありますので、必要に応じて使用して下さい。
- ③ 提出書類だけでは不十分なときは、これら以外の書類を提出していただく場合があります。

第3 月収の計算方法

$$\text{月収額} = [\text{①所得金額}] - [\text{②同居親族控除}] - [\text{③その他の控除}] \div 12$$

①所得金額（世帯に所得者が2以上いる場合は全員の所得を合算してください。）

(例) 市民税・県民税・所得・課税証明書

納税義務者名	
納税義務者住所	香川県さぬき市

平成13年度

市民税 (円)		県民税 (円)	
所得割額	¥49,800	所得割額	¥33,100
均等割額	¥2,000	均等割額	¥1,000
合計	¥51,800	合計	¥34,100
年税額	¥85,900	定率控除額 市 ¥8,800 県 ¥5,900	

平成12年度分

所得の内訳 (円)	
(給与収入)	(¥6,166,802)
給与所得	¥4,391,200
総所得金額等	¥4,391,200
合計所得金額	¥4,391,200
以下余白	
所得控除等の内訳 (円)	
以下省略	

所得金額

②同居親族控除（申込者を除く同居者）1人につき・・・・・・・・・・・・・38万円

③その他の控除（該当する場合にのみ控除します。）

老人配偶者、老人扶養親族（70歳以上）1人につき・・・・・・・・・・・・・10万円

特定扶養親族（16歳以上23歳未満）1人につき・・・・・・・・・・25万円
 障害者1人につき・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・27万円
 特別障害者1人につき・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・40万円
 寡婦・寡夫・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・★27万円

（注）★印は、その方の所得の上限とします。

入居申込みできる所得基準の早見表（年間所得金額）

（注）控除額が同居親族控除のみで、その他の控除がない場合です。

一般公営住宅

（単位：円）

区分	申込者を含む世帯員の数					
	1人	2人	3人	4人	5人	6人
原則階層	1,896,000以下	2,276,000以下	2,656,000以下	3,036,000以下	3,416,000以下	3,796,000以下
裁量階層	2,568,000以下	2,948,000以下	3,328,000以下	3,708,000以下	4,088,000以下	4,468,000以下

特定公共住宅

（単位：円）

区分	申込者を含む世帯員の数					
	1人	2人	3人	4人	5人	6人
原則階層	1,896,000～ 5,844,000	2,276,000～ 6,224,000	2,656,000～ 6,604,000	3,036,000～ 6,984,000	3,416,000～ 7,364,000	3,796,000～ 7,744,000

家賃について

1. 一般公営住宅の家賃について

入居申込み時の月収（所得）により決定されますのでお問い合わせ下さい。

また、翌年度以降の家賃は、所得に応じて、また各年度の家賃算定に適用される各種係数により、毎年見直されます。

2. 収入申告について

一般公営住宅の入居者の方には、家賃決定のため毎年収入申告をしていただきます。収入申告がない場合は、民間並家賃となりますのでご注意下さい。

3. 特定公共住宅の家賃について

上記に関わらず家賃は定額となります。（ただし、住宅により異なります。）

市営住宅入居申請書

年 月 日

さぬき市長 殿

申請者 住 所 _____

(ふりがな) 氏 名 _____ ㊟

連絡先 TEL _____

次のとおり市営住宅に入居したいので申請します。

申請者又は同居しようとする親族が暴力団員であるときは、入居の許可がなされなくても、又は入居を取り消されても異議がないことを誓約します。

暴力団員であるか否かの確認のため警察本部へ照会がなされることに同意します。

入居希望住宅	団地(住宅) 棟 号					
入居しようとする世帯の状況						
(ふりがな) 氏 名	続柄	性別	生 年 月 日	扶養の有 無	所得金額	勤務先の所在地 及び名称
	本人	男・女	年 月 日	有・無	円	
		男・女	年 月 日	有・無	円	
		男・女	年 月 日	有・無	円	
		男・女	年 月 日	有・無	円	
		男・女	年 月 日	有・無	円	
		男・女	年 月 日	有・無	円	
勤 務 先 の 証 明	上記の者は当 _____ に勤務していることを証明します。 _____ 年 月 日 勤務者の長 _____ ㊟					

※「勤務先の証明」については市外に居住されている方のみご記入下さい。

該当する事項の番号に○印を付けること。(該当事項が2つ以上あるときは、主たる事項の番号に◎印、その他の事項に○印を付けること。)

住 宅 困 窮 状 況	1 住宅以外の建物又は場所に住んでいる。
	2 保安上危険又は衛生上有害な状態の住宅に住んでいる。
	3 他の世帯と同居して生活上著しく不便である。
	4 住宅がないため親族と同居している。
	5 住宅の規模又は間取りと世帯構成との関係から衛生上又は風致上不適当な居住状態である。
	6 正当な立ち退き要求を受けているが、立ち退き先がない。
	7 勤務先から著しく遠隔地に住んでいる。
	8 収入に比較して現在の家賃が著しく過重である。
	9 婚約が成立しているが、住宅がないため結婚が延びている。
	10 その他：具体的に記入して下さい。()
さぬき市営住宅条例第5条第1号から第5号までのいずれかに該当する者は、その旨を記入してください。	
【現住所略図】	

備考 住民票謄本及び所得金額等証明書を添付のこと。

婚 約 証 明 書

現 住 所		
氏 名 <div style="text-align: right;">年 月 日生</div>		
現 住 所		
氏 名 <div style="text-align: right;">年 月 日生</div>		
上記両名の者は、 年 月 日正式に婚約を交し 年 月 日挙式予定であることを証明します。		
挙 式 場 所	所 在 地	
	式 場 所	
	TEL	
媒 約 人	住 所	
	氏 名 <div style="text-align: right;">㊟</div>	
男	婚約者の父または母	住 所
		氏 名 <div style="text-align: right;">㊟</div>
女	婚約者の父または母	住 所
		氏 名 <div style="text-align: right;">㊟</div>

(注1) 入居予定から2ヶ月以内に結婚される方でなければ申込みはできません。

(注2) 後日婚姻が確認できる書類(住民票等)を提出していただきます。

退職証明書

住所			
氏名		生年月日	年 月 日生
上記の者は 年 月 日をもって当社を 退職した ことを証明します。 退職する (申出) 年 月 日			
会社所在地			
会社名			
代表者名	⑩		

(注) 退職予定の方は、後日退職証明書を提出していただきます。

給 与 明 細 書

(申込み月から過去1年の間に就職した方)

当社員

に対する給与支給額は下記の通りです。

記

採用年月日 年 月 日

年 月 日生

支 給 月		本 棒	通 勤 手 当	賞 与	そ の 他	計
年	月	円	円	円	円	円
	1					
	2					
	3					
	4					
	5					
	6					
	7					
	8					
	9					
	10					
	11					
	12					
計						

夫あり	扶 養 親 族 の 数			障 害 者 の 数 (本人を除く)		本 人 が		寡 婦
	配偶者	老人	その他	特別	その他	特 別 障 害 者	そ の 他 の 障 害 者	
妻あり	有 無	人	人	人	人			

年 月 日

会社所在地

会 社 名

代 表 者

㊟

在 職 証 明 書

住所			
氏名		生年月日	年 月 日生

扶 養 親 族 の 数			障 害 者 の 数 (本人を除く)		本 人 が		寡 婦
配 偶 者	老 人	そ の 他	特 別	そ の 他	特 別	そ の 他 の	
有 無	人	人	人	人	障 害 者	障 害 者	

上記の者は、 年 月 日より下記事業所に勤務していることを証明します。

事 務 所 所 在 地	香川県さぬき市
事 務 所 名	

平成 年 月 日

会社所在地

会 社 名

代 表 者 名

⑩

注 意 事 項

◎ 抽選申込みの場合、申込み住宅を決め、申請書を提出されますと、抽選日時を明記した用紙をお渡しします。

用紙には抽選会について記載されています。当日は公開抽選を行いますので、必ず出席してください。代理の方でもかまいません。尚、抽選後、入居手續の説明を行います。

当選後入居手續までについて

◎ 当選者は、入居手續までに次のことを準備していただくことになります。

- 1 敷金を現金でご用意してください。敷金は入居時の家賃の3ヶ月分です。
- 2 本人の印鑑証明が必要です。(実印の押印)
- 3 連帯保証人1人が連署した請書を提出して下さい。連帯保証人は、市内に居住し、あなたと同程度以上の収入があり、市営住宅以外に居住している方でなければなりません。
(保証人1人は、別々の世帯でなければなりません。)
(連帯保証人の実印の押印、印鑑証明、所得証明書が必要です。)
- 4 家賃は口座振替で納入していただきます。手續は入居説明会で説明します。

入居後について

- ◎ 入居までに、必ず当該市営住宅に住民登録を移してください。
- ◎ 入居後、入居者等に異動があった場合は、市民課への手續以外にも都市計画課にも届出が必要です。
- ◎ 収入申告書(毎年7月頃全入居者あてに送付します。)を毎年提出していただきます。提出しない場合は、家賃が民間住宅並となります。
- ◎ 入居者の生活上、やむを得ず増築・模様替えをする場合は、市の承認が必要ですので都市計画課住宅管理係に御相談下さい。
- ◎ 退去するときは、明渡し日の10日前までに市営住宅管理係に届け出て下さい。入居時以降入居者負担で取り付けたものは入居者負担で全て取り除き、原状回復してください。また、入居者の修繕範囲について、費用を負担していただきます。

禁止事項

- 1 市営住宅では、犬、猫等を飼うことはできません。
- 2 市営住宅を住宅以外の用途に使用することはできません。
- 3 夜中に騒音を発する等他人に迷惑をかける行為はできません。
- 4 許可なく住宅に工事すること(壁に穴をあける等)はできません。風呂やエアコンの取り付けは市の指定した要領で行ってください。

その他事項

- ◎ 次に該当する方は、入居されても住宅の明渡しを請求します。
- 1 入居の手続きの内容に虚偽があったことが判明したとき。
 - 2 市営住宅条例の規定による許可・承認を得ないで入居（同居・承継）したとき。
 - 3 使用料または割増使用料を3ヶ月以上滞納したとき。
 - 4 市営住宅または共同施設を故意に損傷したとき。
 - 5 正当な理由によらないで、15日以上市営住宅を使用しないとき。
 - 6 正当な理由なく、市営住宅条例に規定する立入検査を拒否したとき。
 - 7 婚約で申込み入居決定された場合で、2名がそろって入居しなかったとき。
 - 8 暴力団員であることが判明したとき。
 - 9 その他、市営住宅条例またはこれに基づく規則に違反したとき。